

事務連絡  
令和5年3月3日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)  
独立行政法人 都市再生機構担当部長 殿  
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 企画専門官  
下水道事業課 企画専門官

社会資本整備総合交付金等の交付にあたり  
PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件の導入について  
(再周知)

社会資本整備総合交付金については、「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「社会資本整備総合交付金等の交付に当たっての要件等の運用について」(国水下事第56号、令和2年3月31日)に則り、PPP/PFIや広域化、公営企業会計の導入などを交付の要件としているところです。

令和4年6月3日にPFI推進会議(会長:内閣総理大臣)が決定した「PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)」において、重点分野の1つである下水道分野について、「下水道整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて検討し、令和4年度中に結論を得る」ことが求められています。そこで、令和4年12月26日付事務連絡「社会資本整備総合交付金等の交付にあたりPPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採択する要件の導入について」を发出し、予め要件化の内容について周知するとともに、必要な準備をお願いしたところです。

上記事務連絡の发出後に頂いたご質問やご意見を踏まえ、この度、要件(案)の内容の一部見直しを行った上で、令和5年3月末に社会資本整備総合交付金交付要綱及び関連通知を改定し、以下を令和6年度以降の交付要件とする予定です。

「人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業(改築を含む)を実施する場合は、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。」

要件化の詳細については、別紙1をご参照下さい。

要件の正式な運用については改めて令和5年3月末に通知いたしますが、対象となる地方公共団体が令和6年度予算に関し社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業の予算要望を行う場合、令和5年4月1日までに、

- ・ PPP/PFI の導入に関する民間提案に対する受付窓口の設置
- ・ 実施見通しの公表

等の準備が必要になることから、本事務連絡において、再度、要件化の内容について周知し、必要な準備をお願いするものです。

また、これまでに全国の地方公共団体の皆様から寄せられたご質問やそれらに対する回答を「PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関する Q&A 集」として別紙 2 の通り整理しましたので、準備にあたってご参照下さい。

各都道府県におかれては、この旨、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても周知していただくようお願いいたします。

## PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件（案）

※別添 1：「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件」を併せてご参照下さい

### （1）対象地方公共団体等

人口 10 万人以上の地方公共団体等（流域下水道や一部事務組合の場合には、関係する市町村の合計人口が 10 万人以上の場合とする）。

### （2）対象事業

社会資本整備総合交付金等を活用して実施する下水道事業（ただし、詳細設計に着手済の事業や、災害・事故対応のために緊急的に実施する事業を除く）。

### （3）PPP/PFI 提案窓口の設置

（1）の地方公共団体等が、（2）を実施する場合には、国庫補助要望を行う年度（以下、要望年度という）の 4 月 1 日までに、ホームページ等に、民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口を設置すること（別添 2：「民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ」参照）。

### （4）事業見通しの公表

（1）の地方公共団体等が、（2）を実施する場合には、要望年度の 4 月 1 日までに、対象事業の事業見通し（事業名や対象施設）を公表すること（例：令和 6 年度予算で基本検討・設計や詳細設計に関する国庫補助要望を行う事業については、令和 5 年 4 月 1 日時点での実施見通しの公表が必要）。

なお、事業見通しに相当する情報が、社会資本総合整備計画やその他の計画・戦略等（下水道事業計画、下水道ストックマネジメント計画（またはその簡略版）、経営戦略等）に掲載・公表されている場合には、これらをもって事業見通しを公表済みとすることができる。

地方公共団体等は、民間企業から対象事業に関する相談があった場合には、有益な提案を促すために可能な範囲で適切な情報提供を行うとともに、必要に応じ事前ヒアリング等を行うなど、民間企業との円滑なコミュニケーションに努めること。

### （5）PPP/PFI スキーム及び民間提案

適用する PPP/PFI 方式は、交付金を活用する整備等を含むコンセッション、PFI、DBO、DB 等とする。また、民間提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本とするが、提案書の記載項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、地方公共団体等が提案を評価する際に必要な項目が網羅されていることを前提に、簡略化できるものとする。

### （6）民間提案を受けた場合の地方公共団体等における提案の採否の検討方法

（1）の地方公共団体等が、民間企業から、（2）に関する補助対象事業費の合計が 10 億円以上と見込まれる提案を、要望年度の 6 月 30 日までに受けた場合には、その旨速やかに国土交通省に報告するとともに、「PFI 事業民間提案推進マニュアル (R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室)<sup>1</sup>」

<sup>1</sup> [https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual\\_minkanteiansuishin.pdf](https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf)

等を参照しつつ、民間提案の採否について検討し、結論を得ること。また検討結果については、提案した民間企業に遅滞なく通知すること。

#### (7) 国土交通省への報告

(6) で民間提案の採否を検討し、その結果、民間提案の全部又は一部を採用せずに事業を実施する場合には、民間企業からの提案書及び(6)の検討結果に関する報告書を、要望年度の9月30日までに別添様式1により国土交通省まで報告すること。国土交通省が地方公共団体等の報告内容を妥当と判断した場合のみ、当該事業を社会資本整備総合交付金等の交付対象とする。

なお、(6)のうち補助対象事業費の合計が30億円以上と見込まれる事業または(6)の検討結果の通知を受けた民間企業から内閣府に対し不服申し立てがあった事業については、国土交通省は内閣府に協議を要する点について留意されたい。その際、国土交通省又は内閣府から、追加の資料提出を求める場合がある。

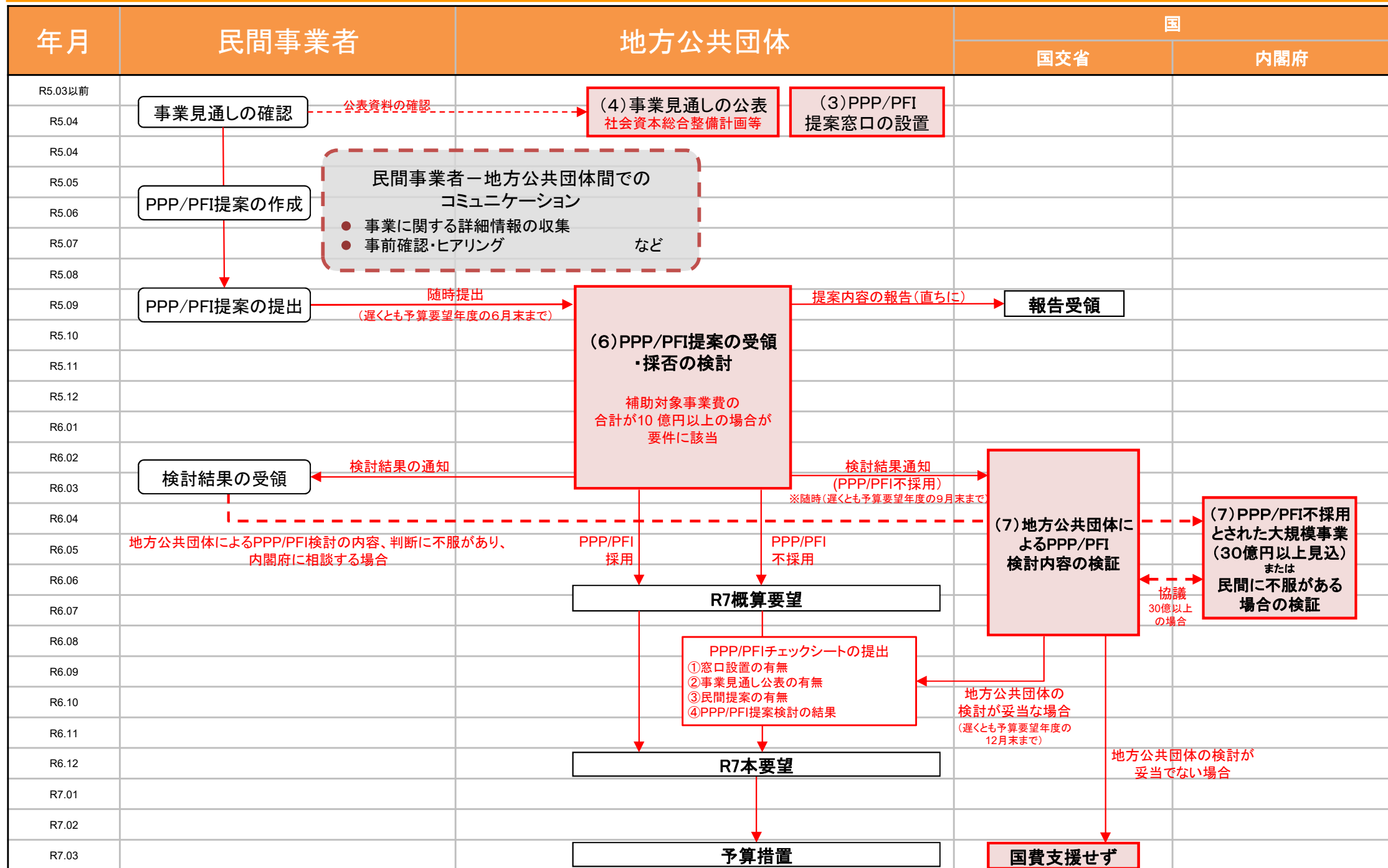
#### (8) その他

これによりがたい場合は、国土交通省下水道部下水道事業課まで相談されたい

# 民間提案を求め、適切な提案を採用する要件（R7年度要求の事例）

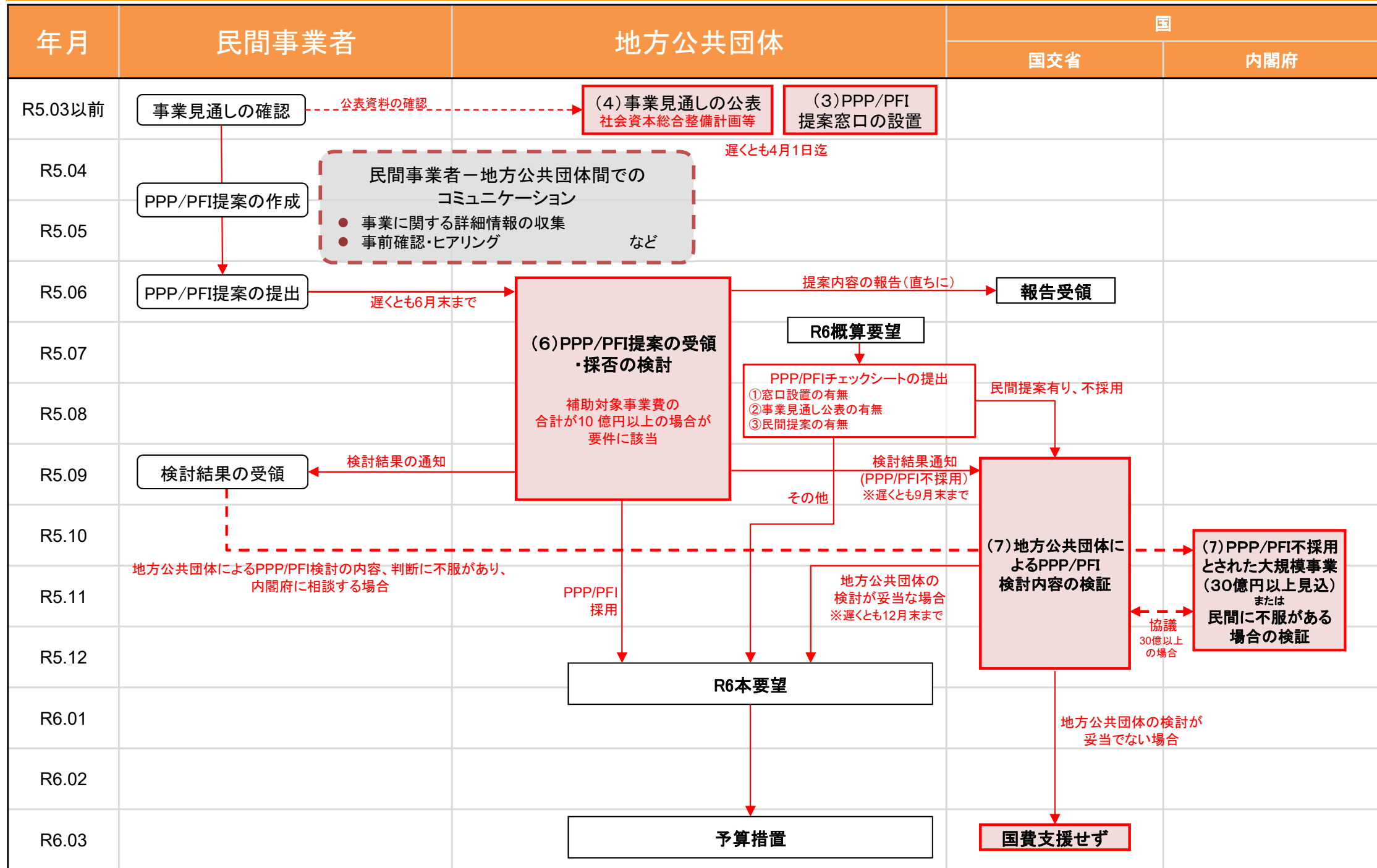
別添 1

※通常の場合



# 民間提案を求め、適切な提案を採用する要件（R6年度要求の事例）

※最もスケジュールがタイトな場合



## 民間企業からの PPP/PFI の導入に関する提案窓口の設置イメージ

## 〇〇市下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口

以下のリンク先に掲載されている各種計画等に掲載された事業に関し、PPP/PFI 方式（コンセッション、PFI、DBO、DB 等）による事業のご提案がございましたら、以下担当までご連絡ください。

- [〇〇市社会資本総合整備計画](#)
- [〇〇市公共下水道事業計画](#)
- [〇〇市下水道ストックマネジメント計画](#)
- [〇〇市下水道経営戦略](#)
- [その他](#)

事業見通しに相当する情報が掲載されている計画・戦略等に関し、適宜リンクを掲載して下さい。

ご提案については PFI 法第 6 条による民間提案に相当するものを基本といたしますが、提案書に記載する項目については、提案する PPP/PFI 方式に応じ、簡略化することが可能です。提案のご検討にあたっては、以下 HP の参考資料をご確認いただくとともに、提案提出前に事前相談いただけるよう、お願いいたします。

- [PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル\(R3.4 内閣府 PPP/PFI 推進室\)](#)
- [国土交通省下水道部 HP（各種ガイドライン）](#)

なお、提案書については、国庫補助申請にあたり、国土交通省や内閣府に情報提供する可能性がある旨、予めご了承下さい。

担当：〇〇市下水道局〇〇課

電 話：\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*

E-mail：[\\*\\*\\*\\*\\*@city.\\*\\*\\*\\*\\*.lg.jp](mailto:*****@city.*****.lg.jp)

(様式1)

提出日：

## PPP/PFI実施に係る民間提案評価報告書

1. 実施主体名	
2. 対象施設のある処理区名	

### 1. 窓口設置、事業の見通し公表について

(1) 提案受付窓口URL		
(2) 事業の見通し公表状況	公表している情報	公表時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 社会資本総合整備計画	
	<input type="checkbox"/> 下水道事業計画	
	<input type="checkbox"/> スtockマネジメント計画	
	<input type="checkbox"/> 経営戦略	
	<input type="checkbox"/> その他（具体名： ）	

### 2. 事前のコミュニケーション状況

	日時	内容	備考(提供資料や面談内容等)
事前の コミュニケーション状況		資料提供、面談、その他	
		資料提供、面談、その他	
		資料提供、面談、その他	
		資料提供、面談、その他	
		資料提供、面談、その他	

### 3. 提案概要

※公共施設ごとに業務内容や手法が異なるなどの場合は、別様式でも可

(1) 提案書提出日			
(2) 公共施設等の概要 ※一部の場合は施設名を記載	【下水道事業】処理場※（全体、一部： ） 、ポンプ場、管路、 その他（具体内容： ） 【その他事業】（具体内容： ）		
(3) 業務内容	設計・建設（新設、改築）、維持管理（運転、保守）、 その他（具体内容： ）		
(4) 事業手法	包括的民間委託、DB方式、DBO方式、PFI方式（従来型）、 コンセッション方式、その他（ ）		
(5) 事業期間	設計・建設期間：	維持管理・運営期間：	
(6) 事業費 単位：千円	設計・建設費		維持管理・運営費 合計（全体事業費）
	補助対象	補助対象外	
①従来型事業による事業費			
②PPP/PFIによる事業費			



(様式1)

#### 4. 評価結果

※独自の評価項目を設けているなどの場合は、別様式でも可

(1) 評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 不採用 <input type="checkbox"/> 一部採用 (不採用部分： )
(2) 理由	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、妥当性判断ができない。
	【その他理由】

#### 5. 項目ごとの評価結果

(1) 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(2) 提案の実現可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(3) PFI手法を活用することの妥当性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(4) 財政に及ぼす影響	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(5) 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】
(6) その他 (特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施)	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】

(様式1)

提出日： 令和●年●月●日

## PPP/PFI実施に係る民間提案評価報告書

1. 実施主体名	●●市
2. 対象施設のある処理区名	●●処理区

### 1. 窓口設置、事業の見通し公表について

(1) 提案受付窓口URL	https://www.mlit.go.jp/teianmadoguchi		
(2) 事業の見通し公表状況	公表している情報		公表時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 社会資本総合整備計画		令和●年●月●日
	<input type="checkbox"/> 下水道事業計画		
	<input type="checkbox"/> スtockマネジメント計画		
	<input type="checkbox"/> 経営戦略		
<input type="checkbox"/> その他（具体名： ）			

### 2. 事前のコミュニケーション状況

	日時	内容	備考(提供資料や面談内容等)
事前の コミュニケーション状況	令和●年●月●日	資料提供、面談、その他	完成図書を提供
	令和●年●月●日	資料提供、面談、その他	汚泥処理に関するヒアリング
	令和●年●月●日	資料提供、面談、その他	汚泥性状について確認
	令和●年●月●日	資料提供、面談、その他	現地調査
	令和●年●月●日	資料提供、面談、その他	敷地について確認

### 3. 提案概要

※公共施設ごとに業務内容や手法が異なるなどの場合は、別様式でも可

(1) 提案書提出日	令和●年●月●日			
(2) 公共施設等の概要 ※一部の場合は施設名を記載	【下水道事業】処理場*（全体、一部：焼却炉）、ポンプ場、管路、その他（具体内容：） 【その他事業】（具体内容：）			
(3) 業務内容	設計・建設（新設、改築）、維持管理（運転、保守）、その他（具体内容：リン回収）			
(4) 事業手法	包括的民間委託、DB方式、DBO方式、PFI方式（従来型）、コンセッション方式、その他（）			
(5) 事業期間	設計・建設期間：3年間		維持管理・運営期間：20年間	
(6) 事業費 単位：千円	設計・建設費		維持管理・運営費	合計（全体事業費）
	補助対象	補助対象外		
	①従来型事業による事業費	3,000,000	0	2,000,000
②PPP/PFIによる事業費	2,900,000	150,000	1,900,000	4,950,000

(様式1)

#### 4. 評価結果

※独自の評価項目を設けているなどの場合は、別様式でも可

(1) 評価結果	<input checked="" type="checkbox"/> 不採用 <input type="checkbox"/> 一部採用 (不採用部分: )
(2) 理由	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、妥当性判断ができない。
	【その他理由】 総事業費では、VFMが発生する提案だが設計・建設費では、リン搬出のための追加費用が発生し、従来型事業よりも事業費が大きくなっている。また、モニタリング等のPPPを実施するうえで想定される増加費用が計上されておらず、事業の妥当性に疑問がある提案であるため。

#### 5. 項目ごとの評価結果

(1) 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】 ストックマネジメント計画に基づく整備範囲なので必要性はある。
(2) 提案の実現可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】 事業スキームが明確になっており、また、法的な確認もなされているので実現可能性は高い。
(3) PFI手法を活用することの妥当性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】 モニタリング等のPPPを実施するうえで想定される増加費用が計上されておらず、事業の妥当性に疑問がある。
(4) 財政に及ぼす影響	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】 設計・建設費では従来型事業よりも事業費が大きくなっているため、起債に対する検討が必要になる。
(5) 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】 リンを搬出するために、追加費用が必要となっているので、他の利活用について検討の余地がある。
(6) その他(特段の事情がある場合、適宜考慮して検討を実施)	<input type="checkbox"/> 提案書の記載内容が不足しており、評価できない。
	【評価結果】

## PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&amp;A集

令和5年3月版

No	関連項目	質問	回答
1	(1)対象地方公共団体等	流域下水道の場合、複数自治体の合計が10万人以上であっても、流域関連公共下水道の区域内人口の合計は10万人未満という場合もあるが、どのような場合を対象と考えるのか。	自治体の規模感を計る指標として人口を用いているため、区域内人口でなく、あくまで自治体人口の合計で判断いたします。 (国庫補助要望を行う年度の4月1日時点の人口で判断)
2	(2)対象事業	既にPPP/PFI手法の導入を検討している案件の場合、改めて当該案件に対する事業見通しの公表や提案採否の検討は必要でしょうか？	・PPP/PFI手法で実施することが決定している場合でも、異なる事業スキーム等にて民間提案を受ける可能性があるため、対象となる事業については既存の計画等を用いた形で事業見通しを公表していただく必要があります。 ・異なるPPP/PFIスキーム等に関する民間提案があった場合には、よく事前に民間事業者とコミュニケーションしていただくようお願いします。それでも、当初予定していたスキームと異なるPPP/PFIスキームに関する民間提案があった場合には、提案の採否についてご検討ください。
3	(2)対象事業	個別補助金は民間提案要件化の対象になりますか？	現時点で個別補助金は要件化の対象外ですが、当該事業が必ず個別補助事業として採択されるとは限りませんので、社会資本整備総合交付金にて事業を実施する可能性に備えて、必要な手続きを経て頂くことを推奨します。
4	(2)対象事業	対象事業の規模要件は？	12月26日付け企画専門官通知における要件(案)では、「全体事業費が10億円以上と見込まれる下水道整備事業としておりましたが、その後のご指摘を踏まえ、以下の通り修正しましたのでお知らせします。 ・窓口の設置・見通しの公表： 人口10万人以上の地方公共団体が社会資本整備総合交付金を活用して実施する全ての下水道事業 ・提案を受けた場合の採否の検討： 補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案
5	(2)対象事業	対象事業の例外として、災害等の観点から早急に着手が必要なものなどがあるが、再度災害防止対策も例外として考えて良いか。	災害復旧事業などは対象外と考えるが、通常の雨水対策事業については、再度災害防止目的であっても本要件化の対象になる。ただし、PPP/PFI提案を受け、その方法で実施する場合により長期の時間を要するようであれば、民間提案を採用しない理由の一つになると考えられます。

PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年3月版

No	関連項目	質問	回答
6	(2)対象事業	詳細設計に「着手済み」とはどの段階を指しますか？	翌年度の予算要望を行う年度に詳細設計を実施予定、またはその前年度までに詳細設計を実施済みの段階を指します。
7	(2)対象事業	自治体内部での検討を踏まえてPPP/PFIは採用せず、来年度に基本設計、その翌年度に実施設計を予定している事業でも、民間提案を受け付ける必要はありますか？	当該事業の要望年度の6月30日までに、詳細設計に着手していない場合は、民間提案を受け付ける必要があります。
8	(3)PPP/PFI提案の設置窓口	PPP/PFI全般に関する民間提案の窓口が、地方公共団体HPに既に掲載済みの場合、改めて、窓口を設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか？	①民間提案を受け付けていることが対外的に示されている ②事業見通しの情報が掲載(リンク)されている の2点を満たせば、既設の「PPP/PFI全般に関する民間提案の窓口」をご活用いただいても構いません。
9	(3)PPP/PFI提案の設置窓口	提案窓口はどのようなものがよいのか？	・民間企業に対する受付窓口を明確にする観点から、事務連絡の別添2「民間企業からのPPP/PFIの導入に関する提案窓口の設置イメージ」を参考にしつつ、地方公共団体HPに提案窓口のページを開設いただければ幸いです。 ・また、すでに社会資本総合整備計画等を公表されているページに、同旨の内容を追加いただく形でも構いません。
10	(4)事業見通しの公表	1つの機器に係る改築更新(沈砂池設備、沈殿池設備、送風機設備)等、民間の工夫の余地が少ないと考えられる事業についても公表の必要はありますか？	事業の内容にかかわらず、各地方公共団体の策定する戦略や計画を公表するという形で事業見通しを公表してください。
11	(4)事業見通しの公表	「事業見通し(事業内容や対象施設等)の公表」とは、どの程度のレベルを指すのでしょうか？	・既存の各種計画・戦略等に事業名や事業箇所が掲載されていれば、それをもって事業見通しの公表と見なすことができるものとし、PFI法に基づく実施方針の公表や、事業概要・事業規模(金額)・工期程度などの詳細な情報の公開を求めるものではありません。 ・民間企業から対象事業について相談があった場合は可能な範囲で適切な情報提供に努めるよう、お願いいたします。

PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年3月版

No	関連項目	質問	回答
12	(4)事業見通しの公表	全体事業費10億円未満の場合は、窓口を設置しなくてよいか。	事業費の大小に関わらず、人口10万人以上の地方公共団体が社会資本整備総合交付金等を活用して下水道事業を実施する場合には、民間提案に対する提案窓口の設置が要件となります。 その上で、民間提案から補助対象事業費の合計が10億円以上と見込まれる提案を受けた場合には、採否についてご検討いただく必要がございます。
13	(4)事業見通しの公表	PPP/PFI提案について、提案されたものはすべて受領しなければならないのかについてお示ください。	別添1:「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件」にありますように、民間企業がPPP/PFIでの実施に関心をお持ちの際は、事業に関する詳細情報などについて求めに応じ情報提供いただくと共に、必要に応じ事前確認やヒアリングを行って下さい。民間企業の提案が自治体の事業方針に沿わない場合には、その旨お伝えいただくことは差し支えございませんが、それでも民間側がPPP/PFI提案を行いたいという場合には、提案の受領をお願いいたします。
14	(6)提案の採否の検討方法	民間提案について国交省への報告は9月までとあるが、民間側の提案の締切り時期はいつ頃を想定しているか。	要望年度の6月30日までに受けた提案について、採否の検討の対象として頂く旨、要件案に追記しました。
15	(6)提案の採否の検討方法	民間事業者の「PPP/PFI提案の提出」について、参考になる様式はありますか？	「PFI事業民間提案推進マニュアル」別冊に掲載の様式を参考にしてください。 <a href="https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf">https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/manual_minkanteiansuishin.pdf</a>
16	(6)提案の採否の検討方法	民間提案を審議する期間が最短で3ヵ月と短く、審議期間が短いことによる誤った結論を導くことが懸念されます。	別添1:「民間提案を求め、適切な提案を採用する要件(R6年度要求の事例) ※最もスケジュールがタイトな場合」では、最短のケースをお示ししていますので、民間提案を受けた場合に十分な検討時間が確保できるよう、可能な限り事業見通しを早めにお示しいただければ幸いです。 なお、国土交通省において、地方公共団体によるPPP/PFI検討内容の検証を行う際には、事前のコミュニケーションの有無や提案書提出のタイミング、地方公共団体における検証期間なども含めて、総合的に判断する予定です。
17	(7)国土交通省への報告	民間提案を受けた場合の「国土交通省への報告」や「(6)提案の採否の検討結果の報告」の流れは？	通常通り、自治体⇒都道府県⇒各地方整備局⇒本省のルートでご報告お願いします。
18	(7)国土交通省への報告	「(6)提案の採否の検討結果の報告」の様式は？	今般発出した要件案に(様式1)として添付しました。
19	(7)国土交通省への報告	国へ民間提案不採用の報告した結果、翌年度の交付金が受けられない場合については、いつまでに回答があるのでしょうか。	遅くとも12月末までには国での検証結果についてお知らせいたします。

PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件に関するQ&A集

令和5年3月版

No	関連項目	質問	回答
20	(8)その他	基本設計がないと事業内容等が固まらず、提案を求めようがないため、事業費や内容を検討する基本設計については、事業見通しの公表前に国費を充てることは可能と考えて問題ないでしょうか？	今回の要件化により従前の補助対象範囲の考え方を変更するものではありませんので、「令和4年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について(R4.4.7 下水道事業課企画専門官事務連絡)」を参考にご判断下さい。